

平成21年度 芦屋市教育委員会第2回（定例会）委員会記録

日 時	平成21年5月15日（金） 16:05～17:20
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>委 員 長 麻木 邦子 委員長代理者 近藤 靖宏 委 員 白川 蓉子 委 員 植田 勝博 教 育 長 藤原 周三</p> <p>(事務局等)</p> <p>波多野管理部長，上月学校教育部長，橋本社会教育部長，中務管理課長，長岡施設担当課長，稗田教職員課長，北尾教職員人事担当課長，津村生涯学習課長，白川市史編集担当課長，細見文化振興担当課長，竹内市民センター長，中村打出教育文化センター所長，北野学校教育課課長補佐，秋本学校教育課主査，春井学校教育課主査</p>
事 務 局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	な し

1 議案等

- 第 1 号 議 案 平成21年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱について
- 第 2 号 議 案 平成21年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について
- 専決報告第5号 芦屋市社会教育関係委員の委嘱又は任命について

2 議事内容

- 委 員 長) 日程第1 開会宣言
- 委 員 長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委 員 長) 日程第3 会議録署名委員の指名（白川委員）
- 委 員 長) それでは、日程第4の審議に入ります。第1号議案「平成21年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉
- 委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 植 田 委 員) 障がい児の認定の数ですかね、これは小学校のほかに幼稚園もあるんでしょうか。
- 学校教育課長) まず、昨年度のこの適正就学指導委員会におきまして諮問をかけた人数は17名、答申をちょうだいした数が同じく17名。措置先の内訳につきましては、特別支援学校が2名、小・中学校における特別支援学級が15名、計17名です。平成20年の措置等答申を受けた人数は以上の17名です。
- あわせまして、今年度のトータルですけれども、小学校と中学校のみこういう対象措置先を決定する子供たちがおりますので、その

特別支援学級在籍児童・生徒数は70名です。昨年度が69名で、1名増という状況です。同じく学級数につきましては25クラスです。

植田委員) 特別支援学級におられる全体の数が70名と理解すれば良いのですか。

学校教育課長) はい、そうです。

白川委員) この委員会は、どれくらいの頻度で開かれるのですか。

学校教育課長) 適正就学指導委員会につきましては、6月と12月の2回です。6月に方針と対象の子供たちを決めます。そして、その中で細かい点を見ていくにあたっては専門部会を設置します。その専門部会が、4回から5回、6月から11月までありまして、そして12月に報告をあげます。それを受けて適就委が答申を出します。

白川委員) この瀬戸山さんという方が新たに加わったという根拠について詳しく説明してください。また、小さい時から子どもを健診で診てきたというのは、何歳ごろからですか。

学校教育課長) 今お尋ねがありました健診の部分につきましては、お腹に赤ちゃんのいる状態からということになるんですけども、実際に子供たちを診るのは1.5歳健診です。

白川委員) 1歳半ですね。

学校教育課長) それから3歳児健診、そのあたりからになります。その間、障がい等が見られる場合には相談という業務もやっておりますので、その部分で相談等を受けているということでございます。そして従来この部分につきましては、行政関係者の中で、療育相談等を総括している保健所、そちらの方に情報が集中しているであろうということもございまして、保健所を中心としておりました。

しかしながら、この県の福祉行政等の変更の関係で県が療育相談の部分をやや縮小して市の方に移管していくという流れにございまして、そういったことも含めてこの時期に健康課の方に入っていたかどうかということにしたのが理由です。

白川委員) わかりました。

近藤委員) これを見ますと、学識経験者が2名で、行政、それから教育関係者となっておりますが、ちょっとわかりにくかったのは、7番、8番の方が教育関係者になっているのですが、どういう意味でそうになっているのか教えていただけませんか。

学校教育課長) この7番、8番の教育関係者につきましては、御指摘がありましたように、学校園の校長、教頭というところで、教育関係者で入っていただいておりますが、三田谷治療教育院長ということで、この堺先生が入られることによって治療教育院、教育施設の方からということの主眼において入っている関係上、教育関係者の区分ですとできております。ただし、今御指摘ありましたように、堺先生、鎌倉先生につきましても学識経験者の区分にしてもいいところですね。従来の教育関係者、三田谷治療教育院のその施設の一貫ということで、教育関係者の区分にしております。あわせて、この三田谷治療教育院の中に県の方がそういうブランチとして、ひょうご発

達障害者支援センターを置いているので、その関係で、同じ三田谷さん関係ということで、教育関係者という区分にしている状態です。

近藤委員) これは芦屋にあるわけですか。

学校教育課長) はい、芦屋にあります。

近藤委員) 芦屋の子供たちが小さいときからここにお世話になっているとか、いろんなことで相談されるところだという、そういう意味でしょうか。

学校教育課長) そのとおりです。

植田委員) 三田谷治療教育院というのはどこにあるのですか。

委員長) 楠町です。

社会教育部長) 西宮市との境にあります。2号線のちょっと北です。

教育長) 一度行っていただいてもいいですね。三田谷さんは協力してもらえますから。

また、この二人は学識経験者の方に入れた方がいいのじゃないかな。我々学校関係者・医師というよりも、こういうことについてはまさに学識経験者に近い存在でしょう。だからこれ、そっちへ切り替えたらどうかな。

学校教育課長) ここで決まればもうそのようにいたします。

白川委員) その方がいいと思います。

近藤委員) それから、専門部が大きな役割を果たすわけですよ。判定が適切であったかどうかということについては、常にこの委員会の方へ返ってくるわけですか。

学校教育課長) 流れの部分からの御説明になるのですけれども、この適正就学指導委員会の第1回の会の中で、方針並びに対象の子供たちについて提案をさせていただきます。そして、その子供たちについての実態調査をすることを専門部会に委員長が付託するという形になります。

ですから、現場を見て、子供の状況を見て、それから各学校園から上がる状況報告等も含めてその専門部の方が判定シートになる基準シートをつくります。そのシートに基づいて、また専門部の中では話し合いをし、最終、この適正就学指導委員会の方に12月の委員会の中で提案をして、その中で委員さんがそれぞれの立場から御意見をちょうだいして最終決定を行うという流れです。

こういった中で、最近ありますのは、保護者の意向と若干ずれるケースがございます。最近あった事例では、学校の意見も含めて保護者は特別支援学級籍を希望する場合は、専門部の判断としては普通学級で行けるという判断をして、それを再度専門的な立場で専門委員会の中で議論いただき、もう一度、調査をとというようなケースもございます。それぞれの中では段階的に、それぞれの部会がここ3年につきましては正常に機能している状態であると思っています。

教育長) 次の学年からは、特別支援学校が芦屋にできるということを考えると、今までのことだけじゃなくて、新たなことを考えないといけないと思います。そういう中で、委員会の専門部会の中に、今までは特別支援学級の担任の方々が中心だったが、例えばこの中に畑中

先生を入れるというようなことはできないのかな。より専門的に考えてもらって、保護者の意見も十分聞きながら、議論してみてもらうというのも一つの方法じゃないかなと思うのですが。

学校教育課長) 専門委員は、これに基づいて、従来、特別支援学級の担任の先生たちの中から各学校1名ずつ、障がい種別を勘案して決めています。教育委員会は事務局としてその会議にも入っておりますので、特別支援教育センターの畑中センター長等も専門的な立場からということで、その会議のメンバーとしては入っている状態です。

教 育 長) その子に本当にあった教育をするために、適就委の性格づけというのはすごく大事にしないといけない。もっとより個人の問題で突っ込んだ話をして、子供たちがよりよい就学ができるように、専門委員の設置については、一人一人の子供を議論できるような、そういうふうなシステムを今年ぐらいはつくりたいという思いがありました。

白 川 委 員) そういうことでいえば、瀬戸山さんは専門委員の方に入って議論していただいた方がいいということですね。

近 藤 委 員) 学校関係者は、大体把握できているが、行政の方はそんなにわからないですよ、そうすると、各学校における専門部会に携わる人たちがこの判定の上で大きな役割を果たす。ところが、専門的に、子供を本当に見ることができる、判定できる人が、本当におられるのかなということを感じました。

大学などで子供にかかわって、見識を持っている方はいると思うのです。そういう方と相談することができるようなシステムが欲しいなと思います。

学校教育部長) 学校関係の教育関係者が多いというあたりで、日常的に子供にかかわり、学校園の中で見てきた先生方の目で見るという視点が1点と、それから受け入れる側として、学校の施設、状況等で、この子を受け入れていくことに対してどうかという、点でみていくので、どうしても教員が多くなってきたというところだと思います。今、御指摘のように、専門的な方を、専門委員に入れるかどうか、それから相談ができないかということですが、特別支援教育センター長等の意見を聞くことも考えていきたいと思います。

教 育 長) 判定については、今までは学校関係者が学校側からみていましたが、専門的な視点からみていたため、保護者と意見が食い違ったケースもありました。

我々が障がいのある子供をこういう観点で引き受けますよというふうに見えるような。例えば学校が引き受けるのにあたっては、この子にはこういうことを配慮しないといけないと、そこまでの踏み込んだものをここでやりたいと思っております。そうでないと、芦屋は形式的になってしまっただけだといけないと思うので、より実質的な委員会で、専門部会を選んでほしいと思います。だから、従来のままでも構わないけども、畑中センター長がおられるから、そういう人の意見を聞くべきだと思います。そして、その中に幼稚園の先生とか、保育所の人なんかも入ってもらって、この子は今まで幼稚園

や保育所でどういう状態であったかということも、この専門の委員にもきちんと事情説明ができるような、そういうことまでも踏み込んだ専門部会をつくり、その専門部会で本当によく練ったものを適就委でさらにもう一度練ってもらうというような、深まりをつけてみたいと思いますね。

白川委員) 幼稚園の先生、保育所の保育士さん、それから外部から専門的に、長期的に、話を聞いて、この子の場合はこうだと診断する、そういう人も必要ですよ。たとえば、この子は自閉だとかレットテルを貼ってしまうけれども、意外とそうでなかったりする場合がありますよね。

植田委員) 特別支援教育とは、その子供が持っている能力をいかに有効に生かしていくことができるかだと思います。従って、専門家が日常的なことも含めて、専門的な所見というものが重要で、私は非常に有効なことだと思いますね。

学校教育課長) 今、行なっています適正就学指導委員会の形と、内容自体につきましての御意見等もあるんですけども、私の方の説明不足で申し訳ないんですが、一つはかなり詳細にわたるところで、学校園の意見を聞くということで、幼稚園、保育所、小学校からそれぞれ非常に細かいところまでの点検も含めた、基本的には書類をまず12項目にわたって、しかも生活の様子については11項目、それから成長状況においては50項目になるチェックリストがある中で、それを出しています。あわせてその中で、お医者さん等からも聞いたこともシートの中で全部上がってくるようになっていきます。それを受けて専門委員はそれぞれ学校園に行って、子供の様子をまた専門部会の委員の目で見るとしてしています。それも50から、多い子供では100項目近いところを点検するようにしています。例えば耳の聞こえの問題等であれば、専門家にも照会をかけた中で調査報告をつくっておりますので、これ以上掘り下げた形でやるとなると、また別の形が必要になってまいりますので、そのあたりは現行の部分が機能していると判断しています。

ただし、今の中でないのは、例えば発達障がいとかそういったところの子供たちへの対応ということについては、ここ3年間、この適就委の話の中で挙がっていますように、課題になっています。どこでどういう判断をしていくのか。それについても適正就学指導委員会を準じた形で判断なりしていくような仕組みを今つくっているところです。ですから、それらを受けて専門家である適正就学指導委員の先生方が上がってきて、さらにここで疑わしい部分については適正就学指導委員会の中でチェックが入るような仕組みになっておりまして、形式的に流れていくところではないと担当課としては思っています。

近藤委員) 今のその話を聞いたら、もう全く問題はないんだという。だから今のままでいいんだという、抗弁だろうと思うのんですよね。

学校教育課長) はい。

近藤委員) それでいいんですが、でも実際に悩みが出てくる、そういうこと

を相談するというのには具体的に学校の中だったらどういう方なのですか。この子のこんなことがよくわからないというのは、いくらチェックができて、それを見て改善できるかというのは誰なのですか。チェックした後、このシートを出したら終わりだったら、それはしようがないけど、この子はこういうふうには指導したらどうというアドバイザーが必要ではないかと、そういう人がやっぱりいれば、大分、変わってくるんじゃないかと思うのですけどね。

学校教育部長) 項目、生活の様子、文章表現にチェック等があるんです。それを受けたものを、このままではございませんけれども、学校園の方へ上げていきます。それに基づいて校内委員会、ないしは担任、そして学校全体で取り組むというように、共通理解を図って取り組むということになります。しかし、専門的な意見を入れるときには先ほど話にありました堺先生や、それから去年までの心理士の先生、それからもちろん特別支援教育センター等々の外部の関係機関の力を借りないと、とても学校現場だけでは指導しきれないところがありますので、そういったあたりは実際受け入れた後で、かなりの支援があるというふうには受け止めているところです。相談もできるということです。

委員長) いわゆる委員の先生、専門部の委員ではなくて、今あがっている委員の先生方は実際に子供たちと接触はあるのですか。

学校教育部長) 全員はございません。7番の先生と8番の先生についてはございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

近藤委員) そういう課題があるということを認識していただいて、改善できる要素があるとすれば取り入れてほしいなというのは、これは要望です。

委員長) 次に、第2号議案「平成21年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これはいつも冊子ができあがってるあの分でしょうか。

打出教育文化センター所長) 毎年2月に研究報告書まとめまして4月に配っております。

近藤委員) 去年、幼稚園部会が新たにプラスになったということのようですが、こういう部会というのは、まだまだ研究が足りないから今年はこういう様にと、毎年積み重ねていくことに意義があるのか。去年も一昨年もやって、一定の成果を得たということであれば、プラス、プラスというのは大変だから、減らすことも考えて、忙しい中で先生方はやっていくのだから。

恐らく学級経営も情報教育も防災教育も大事だということはわかるんですけどね、新たな芦屋の抱える課題への取り組みが余り見えてこない。

打出教育文化センター所長)

この六つの部会の設定ですが、去年から残った5部会についてはそれぞれ研究を深めていくということですが、特に防災教育についてはそれぞれ1校1名ずつ出していただいて、情報交換をさらに深めていくということもあります。

それから、学級経営部会についてはベテランの方じゃなくて若い、1年目から5年目の先生がたくさん増えてきつつありますので、若い先生に学級経営についてどうあるべきかという具体的な方法を研究していただくということで、芦屋の教育の大きな課題である若い教師の教師力育成ということにポイントをおいて入れています。

さらに加えたのが幼稚園部会ですけど、これについても年度末に反省をしまして、来年度どういう部会が必要か検討した上で、この部会を設置させていただきました。

植田委員)

去年も一昨年もあるから、じゃあ完了になるかというところを考えると、例えば情報教育部会がどういう課題で情報交流を行っておられるか。次から次と目まぐるしく変化するものに対応しなければいけない、だから毎年新しい課題が出てくる。こういうのは非常によく私なんかはわかるわけですけどもね。また、学級経営というのは現場で起こっているのは去年も一昨年も起こっているけど、また異質なケースがまた起こるであろうと。そういう意味で、現場サイドで必要性があるということで御判断されたということならば、それはそれで私、適正だと思うのですね。

学校教育部長)

例えばこの部会の中で、情報教育部会というのは随分長く継続して取り組んで、一番多分この中で長く継続していると思います。ただ、その中身を見ていきますと、パソコンが学校へ導入されだしてからどのように情報教育を学校全体で行っていくかという、そういう計画を立て、実践しているというふうな研究からスタートいたしました。現在、時代のニーズに応じまして、インターネットを利用している子供たちが52%いるというふうな状況から、情報モラルについて具体的な教材で授業していくような研究と変化しています。メール等の送り方も、どういうメールを送られたらどういう気持ちになるのかと、そういった実践に移ってきています。内容的には時代に応じて変化している部会もあるということです。

今まで、教科でいきますと算数や国語をしてきたので、今回は体育というふうに。これは体育を希望する若い先生たちも多いので、現場で授業を公開する中で体育が多かったと。そういったあたりで体育部会を強化をしてきたというふうな経過がございます。

それから外国語活動を本格的に23年度から高学年でやらないといけないというあたりで、外国語活動を入れてきています。特にこのあたりでは、小学校・中学校の連携がとれるところなんですね。この外国語活動では小・中の教員がまざっております。こういう研究部会というのは非常に珍しいです。報告会を聞きますと、やはり

この意味があるというふうに私は聞いておって思いました。小学校・中学校の先生方が一緒に研究を進めているという点ですとか、授業の実践交流が行われている点、そういったあたりでこの研究会、非常に意義があるというふうに思っております。

それからこの防災部会につきましては、DVDをつくりたい。それを教材として各学校で活用したいという思いがすごくございまして、新聞等でも報道されておりますけれども、実際に教え子の命をなくした先生たちのインタビュー等も入ったり、それから大きく成長した子供たちの当時の思い出なども入ったりということで、かなりここ2年か3年続けていると思うんですけども、内容的に更新したいという現場の先生たちの強い思いがあって継続しているところです。

今後は新学習指導要領に移行していく中で、必要になるであろうという課題につきましては、積極的に入れかえをしていくということは視野に入れていきたいと考えているところです。

白川委員) 今の説明ですごくよくわかりました。幼稚園部会を新たにつくるというのは、私はよくわかります。新しい課題がやっぱりたくさん出てきています。教育振興基本計画にも幼児教育がありますし、芦屋は芦屋で独自に幼稚園と保育所をどうするかとか、幼稚園の教育時間の問題とか、いろいろあると思いますので、これは新しく置かれた意味はよくわかります。

ただちょっと防災教育部会というのはよくわかりません。これは震災のDVD作成のためですね。

学校教育部長) そうです。

近藤委員) 何年継続しているかというのは、簡単に言ってもらえばどうなりますか。

学校教育部長) 済みません、ちょっと詳しいことは今わかりません。

近藤委員) 打出の研究所というのはすごく教員の研究にとっては大事なところだと思います。だから、本当にこれは充実させてほしいと思うし、単純に増やすのではなく、先生が子供たちと接する時間をたくさん持てるようにと指導の方針にも書いてあるわけだし、ここへ来ないといけないし、会議はしないといけない、先生方のそういう多忙な要素の中で、芦屋としてはこれが必要だというのが僕はわかりにくかったんです。

教育長) 外国語は今までなかったのを新たに入れております。

白川委員) 絶対必要ですね。

教育長) 今言われたように、部会も新たなものにしないといけない、要するに、去年やったから今年もではなく、ひととおり済んだら、次へ行くんだというようなことを考えないといけないし、学校へ還元できるようなものにしないといけないですね。また、先生方が自分たちで選んでいいというのだけじゃなく、こちらからも指導していかないといけないと思うのですよね。特に防災教育はDVDを非常にいいのをつくったのですが、毎年同じようなパターンにならないように、それも考えないといけないと思いますし、幼稚園の関係は、

幼稚園自身が盛んにやっているのですが、ここの部会は一体どういう性格づけなのかということは、幼稚園の園長あてにもきちんと説明ができるようなものじゃないといけないと思いますね。

白川委員) たくさんテーマがありますが、何を中心としてやるのかというのが大切ですね。

教育長) 今年は無理かもしれないが、例えば、読書教育のあり方なんていうことにも取り組んでいかないといけないし、それから、新指導要領の関係があって、問題解決学習というのか、考えさせる学習というのか、そういうまた新たな教育内容を中心に研究して、こういうやり方が良いのではないかということを出してもらおうとかね。

学校教育部長) はい、わかりました。

近藤委員) そしてもう一つね、2月に成果物として出されるのですね。それで出来上がったものを学校へ配って、それを見るのが当たり前で、しかし学校は全然見ないと。それでまた同じことを繰り返すというふうなことは一番避けるべきじゃないかなと思うんですね。だから、分厚い冊子を作らなくてもいいから、これとこれを来年度ぜひ学校の中で取り組みましょう、展開してくださいというふうな、そして学校から来た委員がいてるのだから、委員の人が学校の職員会議とか会議の中で説明して、うちの学校はそれじゃあこうしましょうというふうに現場へ結んでいかなかったら。冊子ができた、終わりでは、無駄な研究になってしまわないかと思いますね。

植田委員) 日常というのは、また新しい進展があるものですから、なかなか組織というのは一旦作ってそれがマシーンで動くと、途中でカットし切れないんですね。カットしてしまうと、流れているものに追いつけないという場面が一つあることはあります。しかし、新しい問題は取り込まなきゃいけない。

要するに取り込み続けると満杯になるので、優先順位をつけていく必要がでてくる。結果としては、古いものがだんだん消滅するということになる、そうすると情報の継続性とかそういうのが遮断されるものですから、そのあたりのところは、ある種肥大化ということではなくて、継続性が維持されるような形が、私は多分一番重要であろうと。そうすると、その中に受け皿があるものですから、新しい課題があってもやっていける。余り整備されてしまうと逆に言うと、実行成果が乏しくなるという場面も一つ現場ではあるだろうと思いますね。

白川委員) それぞれの研究部会の研究目的とか研究テーマとか内容というのはどこかに決めてあるのですか。

学校教育部長) 第1回目に全員で集まって、そのときに講師の先生も含め決定いたします。そこへは指導主事も入ります。

委員長) 講師の先生がおられるのですか。

学校教育部長) 必ずおられます。

白川委員) そうすると今年のテーマとかの一覧はあるのですか。

学校教育部長) はい、ございます。

白川委員) それとの関連でどうなるのですか。ここに出されたのは部会設定

の趣旨ですから、これでは何もわかりませんよね。

学校教育部長) 報告書がございますので、またご覧いただきます。

今ほんとうに貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。実は報告会の中でも実際につくったものがいかに活用されるということが必要だということをも20年度委員長の車谷校長先生からは重々言われておりまして、本当にそこを支援していくことが大事だなというふうに私も思っております。

一つ、防災教育の方ですけれども、昨年14回集まっております。昨年度より、よりバージョンアップしたものをつくりたいという思いが現場の先生たちに強くて、毎年委員を募集しますが、引き続き自ら来られた先生も非常に多かったです。今回、教育委員会と、市長部局とのつながりもつくったというあたりで、ちょっとずつ変わってきております。

私は、この報告会で講評することになっておりますが、非常に若い先生方の息吹を感じました。ぜひ次回御案内いたしますので報告部会等にお越しいただき、御意見等賜りましたらありがたいと思います。本当に貴重な御意見ありがとうございました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈第2号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5

次に、専決報告第5号「芦屋市社会教育関係委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) それぞれ委員会でテーマなり問題等がありましたら、御報告いただければと思っております。

生涯学習課長) まず、私の方からは社会教育委員の関係についてお話をさせていただきます。

一つは社会教育委員の方につきましては、ここ2年間ぐらい、社会教育関係団体のことについて、見直しについて御協議をいただいていたところでございます。また、御報告をさせていただく形がございまして、今年度につきましては、社会教育関係団体の登録が一斉切りかえとなっておりますので、社会教育委員会の中で方向性を見出せたかなというのが実情でございます。

図書館、また公民館の運営審議会等につきましては、図書館長もしくは公民館長の方から御報告をさせていただきます。

図書館長) 図書館協議会について報告させていただきます。

任期2年制で、大体1年間に2回、協議会を開催しております。社会情勢の変化の中で、祝日開館、夜間開館等の窓口時間の拡大と

いうことでいろいろ運営方法を検討していく中で、いろいろ御意見をいただくという形の審議をいただいております。あと、一般的な業務報告、活動報告に対する御意見をいただくということですね。

最後に1点だけ、図書館における指定管理者制度についても3回ほど意見交換していただきまして、その会議録についてはすべて芦屋市のホームページの中で報告させていただいています。

植田委員) 図書館は、指定管理者制度が今、検討されているのですか。
図書館長) 行政改革の実施計画の中では検討しようという流れは何年間かはあったわけですが、最終的には実際の導入市、近隣で言いましたら明石市、播磨町ですね、視察に行き、あと全国的なところでは北九州市等々の情報も収集した上で、図書館協議会の委員さんに導入事例、それから導入しないという表明をされた図書館協議会、具体的な例を挙げますと、箕面市の図書館協議会ですね。そういう事例を資料として提供させていただいて、それぞれ委員さんに御意見をいただく。一方で行政内部で芦屋市の図書館としては今後どうすべきかという論議をした上で、当面は指定管理者制度を芦屋市では図書館に関しては見合わせようという方向でまとまったことを、委員さんにも了解をいただいているという状態です。

植田委員) ちなみに、指定管理者制度を導入したことによる図書館の変化とかはどうでしょう。

図書館長) 数少ない事例研究しかないのですけれども、やはりコスト削減とサービス向上というのが指定管理者制度の導入目的の大きな点かと思うのですけれども、サービス向上につきましては、芦屋市の図書館の場合でも祝日開館、それから夜間開室を行い、最終的に利用実態、実績を見た上で、大原分室の日曜開室とか、開室時間の延長とか、窓口時間の拡大ということでは、直営の中でも実施してきたという部分ですね。ですから、サービスに関しては違いはないかと思えます。

あと、コストの部分につきましては、人件費部分ですね。指定管理者制度導入の中で安いコストで運営するということが、人件費部分のコスト削減は指定管理者制度導入自治体の中でははっきり出てきています。

植田委員) 図書館として、読書のまち芦屋を实践する、いわゆるレベルを高めようというところにおいては、今のところいかがでしょう。何か活動とか、プログラムとか、もう既にこんな形でやっているとか、ちょっと情報いただければと思いますね。

図書館長) 御存じのとおり、読書のまちづくり芦屋ということで、昨年度から3カ年計画で、学校教育部中心で実際に動いております。その推進委員会の中に図書館としても館長ということで参画をさせていただいております。芦屋市立図書館と学校図書館との連携という部分につきましては、今後の課題という形で、具体的に今どういう実績があるかというものは少ないというのが現状でございます。

植田委員) 私の希望としては、本っていうのは夢もあるし、それからいろんな情報、世界を広げてくれるものです。そういう意味では各学校に

活動して、外から刺激を与えるように、こんな本が入っているよということで図書館に誘導してみたり、あるいはそういうものを学校に持ってくるという、そういう活動を私はずっとしてほしいなと思います。

委員長) よろしいでしょうか。公民館の方はよろしいですか。

公民館長) 去年は図書館と同じように指定管理者制度の導入のことについて2回ぐらい話をさせていただきました。今年度につきましては、芦屋川カレッジを卒業された方に公民館講座の講師となってもらうように話を進めていきたいと思っています。

委員長) ありがとうございます。

教育長) 会合がマンネリ化する傾向がどこでも起こるから、今後は行政側がこの会議はこういうことを議論してもらおうというのを焦点化して、委員の皆さんから意見が出しやすいように、積極的にちょっとこちらも動いた方がいいと思いますので、極力注意してください。

植田委員) 今、教育長が言われたような形で、ある程度ドラスティックに、ポンポンと出すことによって議論が白熱していくでしょうね。

教育長) この図書館の指定管理のことで言うと、大西館長もいろいろと資料を集め、協議会の意見なんかもまとめてくれていますので、そういう意味では、意義が出てきていると思います。

今度公民館活動についても、従来の公民館活動で終わらないで、さらにもう一步、練ったようなものも入れていかないといけないと思っています。

社会教育部長) 指定管理の関係なのですが、まず図書館の場合はもう既に市民との参画協働の運営スタイル、例えば点字友の会があったり、読み聞かせがあったり、ライブラリーコンサートがあったりという、多くの市民が愛着を感じ、図書館の運営に協力しようという、ボランティアが結構あるんですね。そういうところが多いところは、公でやらないと民間でやりますと、そういう協力が逆に得にくくなるということがあります。そういう意味では、サービスが低下するのではないか。図書館は、非常にそういう市民のバックアップがもう既にあると。

公民館の場合は、まだ弱い面があるなということ。将来的には市民中心で運営をしていただく、託す方が、指定管理する場合ですけどね、そういう方法もいいのではないかと考えております。ただ単なる民間の商業意識だけでやられると、植田先生も特によくおっしゃっています、文化の質が低下したりということも懸念もされますので。芦屋らしい文化の発信がしにくくなるということも考えられますので、その辺は慎重にしたいと思っています。

植田委員) パブリックサービスというのは利益追求じゃないところで非常に豊かなものが生まれるわけですし、そういう意味では指定管理とか、業務委託というのは本来、基本的には不適切であるというふうに思うわけですね。指定管理なんかは逃げみたいな形で、大変なものもう嫌です、どこかに任せておけ。そうやってことを済ま

せていったら、ほんとの市民サービスは生まれないと思います。だから、コースやなんかで不十分だったら、市あるいは教育委員会が市民に協力を得ながらそれをやっていくということで、正面から受けとめるということで、決して逃げてはならないということにおいて、指定管理等は最後はなくすべきであると私は思っています。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第6 閉会宣言

日程第5 閉会宣言